介護保険居宅介護（介護予防）

特定福祉用具購入・住宅改修の手引き

令和８年８月

東金市市民福祉部高齢者支援課

目次（福祉用具編）

① 特定福祉用具販売・購入の概要・・・・・ 2

② 対象要件・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

③ 支給限度基準額・・・・・・・・・・・・・ 2

④ 給付対象種目・・・・・・・・・・・・・・ 3

⑤ 申請から給付までの流れ・・・・・・・・・ 5

⑥ 償還払いと受領委任払い・・・・・・・・・ 5

⑦ 必要書類と様式記入例・・・・・・・・・・ 6

⑧ Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

特定福祉用具購入・住宅改修に共通する注意事項・・・・ 44

①特定福祉用具販売・購入の概要

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、福祉用具販売の指定を受けた事業者が、入浴や排泄等に用いる、貸与になじまない福祉用具の販売を行っています。福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担を軽減することなどを目的としています。

購入した際には市へ申請することで、実際の福祉用具購入費の９割（一定以上所得者の場合は８割又は７割）相当額が償還払い（利用者がいったん全額を払った後、申請後に払い戻し）で支給されます。また、市へ代理受領登録をしている事業者の場合には受領委任払いの選択ができます。

②対象要件

■要支援１・２　■要介護１～５のかた

①本市の被保険者で、要支援又は要介護の認定を受けており、認定有効期間内であること。
②購入した販売事業者が特定（介護予防）福祉用具販売事業者として都道府県の指定を受けていること。

③支給限度基準額

■同一年度１０万円（介護度にかかわらず定額）

※10 万円のうち、１割（一定以上所得者は２割又は３割）は自己負担のため、市からの保険給付がされるのは９万円（一定以上所得者は８万円又は７万円）までです。
※１回で使い切らずに、数回に分けて利用することも可能です。

【負担割合が１割の場合】

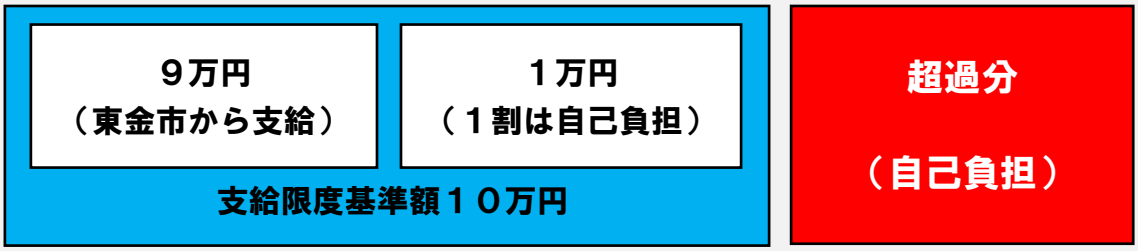

④給付対象種目

（１）から（６）は購入のみです。
（７）から（１０）はケアマネジャー等からの提案により貸与と購入を選択できます。

（１）腰掛け便座
次のいずれかに該当するものに限る。 ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器※居室において利用可能であるものに限る。
（２）入浴補助用具
座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 ① 入浴用椅子 ② 浴槽用手すり ③ 浴槽内椅子 ④ 入浴台※浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの ⑤ 浴室内すのこ ⑥ 浴槽内すのこ ⑦ 入浴用介助ベルト
（３）簡易浴槽
空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの
（４）自動排泄処理装置の交換可能部品
（５）排泄予測支援機器
（６）移動用リフトのつり具の部品　※リフト部分は含まれない。

（７）手すり
「手すり」とは、次の①②いずれかに該当するものに限る。なお、特殊寝台の手すりは除く。また、取付けに際し工事を伴うものは除く。 工事を伴う場合であって、住宅改修の「手すりの取付け」に該当するものについては住宅改修としての給付の対象となる。 ① 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。 ② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。
（８）スロープ
「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。 工事を伴う場合であって、住宅改修の「段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となる。
（９）歩行器
歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次の①②いずれかに該当するものに限る。 ① 車輪を有するものにあっては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの 「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類を指す。 ② 四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの 「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体の状況等により異なるものでありその長さは問わない。
（１０）歩行補助つえ
カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

⑤申請から給付までの流れ

■福祉用具購入後に申請が必要です。

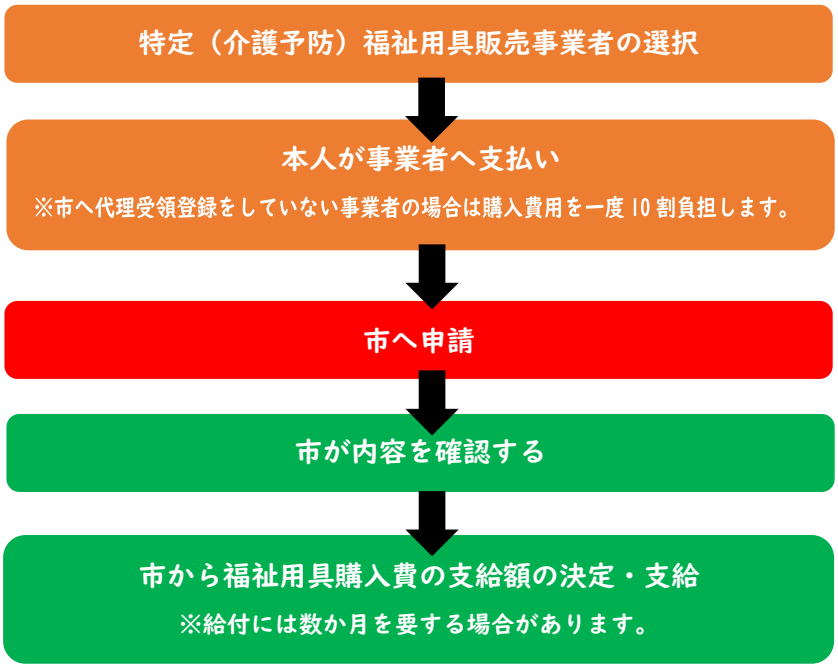

⑥償還払いと受領委任払い

■償還払い

本人が事業者へ福祉用具購入費の全額を支払い、後日、市へ申請することで、購入費用の９割（一定以上所得者は８割又は７割）の給付を受けます。
※購入費用が１０万円を超える場合には、１０万円のうち９割（一定以上所得者は８割または７割）が給付されます。

■受領委任払い

本人が事業者へ福祉用具購入費の自己負担分の１割（一定以上所得者は２割又は３割）を支払い、残りの介護保険給付分は、市から事業者へ支払います。

ただし、受領委任払いを行うには事業者の代理受領登録が必要であるため、登録をしていない場合には、市へ届出が必要です。

⑦必要書類と様式記入例

■購入後の申請

提出書類（必須）

（１）支給申請書

・償還払いと受領委任それぞれ申請様式が異なります。申請書は市窓口で配布しており、市ホームページからもダウンロードできます。

（２）購入した福祉用具のパンフレットやカタログの写し

・購入した商品名等や福祉用具の製造者がわかるようにしてください。

（３）領収証

・宛名は被保険者氏名です。領収証の写しの提出も可能です。

該当する場合に提出が必要な書類

（４）同一種目の購入による理由書

・様式は定めていません。破損等により以前購入した福祉用具と同一種目のものを購入した場合に、提出を求めることがあります。以前、購入した福祉用具の写真を添付し、同一種目の福祉用具が必要となった経緯や導入することでどのような自立支援が見込まれるのかなどを記入してください。

（５）委任状

※償還払いの際に、被保険者以外の口座に振込を希望する場合に必要です。

※必要に応じてその他の書類の提示を求める場合があります。

（１）支給申請書

福祉用具購入後の申請（償還払い用）

第２１号様式（第２１条第１項）

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

フリガナ	トウガネ　タロウ	保険者番号						1	2	2	1	3	5
被保険者氏名	東金　太郎	被保険者番号	0	1	0	1	2	3	4	5	6	7
		個人番号											
生年月日	明・大・昭 29年 4月 1日	要介護度等	要介護２										
認定有効期間	令和６年４月１日 ～ 令和１０年４月３０日												
住所	東金市東岩崎１番地１　　電話番号 0475−50−1219												

福祉用具名（種目名及び商品名）	特定福祉用具販売事業者指定番号	製造事業者名及び販売事業者名	購入金額	購入日
入浴補助用具 シャワーチェア　MU-12 （TAISコード　　）	1270000000	あいう化成 ○○株式会社	20，000円	令和　○年　○月　○日
（TAISコード　　）			円	令和　年　月　日
（TAISコード　　）			円	令和　年　月　日

福祉用具が必要な理由	現在の身体状況（持病、歩行状況など）、福祉用具を導入することで どのような自立支援が見込まれるかなど

（宛先）東金市長

以上のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を申請します。

令和　○年　○月　○日

〒283−8511

申請者　住所　東金市東岩崎１番地１

氏名　東金　太郎

電話番号　0475−50−1219

被保険者との関係　本人

個人番号

※公金受取口座を利用する場合は御記入ください。

代理申請を行う事業所情報	事業所名称	
	事業所種別	

注意　・この申請書の裏面に領収証、福祉用具のパンフレット等を添付してください。
・「福祉用具が必要な理由」については、個々の福祉用具ごとに記載してください。
欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載してください。

給付費を以下の口座に振り込んでください。

受取口座	□公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要） 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。 □振込口座を指定する													
口座振込依頼欄	○○ 銀行・信用金庫・農協（　　）				○○ 本店・支店（　　）			種目			口座番号			
	金融機関コード				店舗番号			1 普通 2 当座預金 3 その他 （　　）			○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○										
	ゆうちょ銀行				記号					番号							
	フリガナ	トウガネ　タロウ															
	口座名義人	東金　太郎															

（１）支給申請書

福祉用具購入後の申請（受領委任払用）

別　記

第１号様式（第３条第１項）

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）

フリガナ	トウガネ　タロウ	保険者番号						1	2	2	1	3	5
被保険者氏名	東金　太郎	被保険者番号	0	1	0	1	2	3	4	5	6	7
		個人番号											
生年月日	明・大・昭 29年 4月 1日	要介護度等	要介護２									
認定有効期間	令和６年４月１日　～　令和１０年４月３０日											
住所	東金市東岩崎１番地１　　電話番号　0475−50−1219											

福祉用具名（種目名及び商品名）	特定福祉用具販売事業者指定番号	造事業者名及び販売事業者名	購入金額	購入日
入浴補助用具 シャワーチェア　MU-12 (TAISコード　)	1270000000	あいう化成 ○○株式会社	20，000 円	令和　○年　○月　○日
(TAISコード　)			円	令和　年　月　日
(TAISコード　)			円	令和　年　月　日

福祉用具が必要な理由	現在の身体状況（持病、歩行状況など）、福祉用具を導入することで どのような自立支援が見込まれるかなど

（宛先）東金市長

以上のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を申請します。

令和　○年　○月　○日

〒○○○−○○○○

申請者（受領委任事業所）　所在地　△△町△△△９９９−９　　事業所番号

事業所名　○○株式会社　　電話番号　○○−○○○○−○○○○

代表者氏名　代表者取締役　○○　○○

上の事業所に居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の請求及び受領を委任します。

被保険者氏名　東金　太郎

注意　・この申請書の裏面に領収証、福祉用具のパンフレット等を添付してください。
・「福祉用具が必要な理由」については、個々の福祉用具ごとに記載してください。
欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載してください。

給付費を以下の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	○○ 銀行 信用金庫 農協 (　)				○○ 本店 支店 (　)			種目	口座番号						
	金融機関コード				店舗番号			1 普通 2 当座預金 3 その他 (　)	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○								
	ゆうちょ銀行	記号							番号						
	フリガナ	マルマルカブシキガイシャ　ダイヒョウトリシマリヤク　マルマル　マルマル													
	口座名義人	○○株式会社　代表取締役　○○　○○													

（３）領収証

市の指定の様式はありません。

宛名は被保険者氏名です。

領収証

〇年〇月〇日

東金　太郎　様

￥２０，０００

但し　**福祉用具購入費**　として上記金額正に領収いたしました。

〒〇〇〇－〇〇〇〇
△△町△△△999－9
〇〇株式会社
代表取締役　〇〇〇〇
TEL：333（444）5555

受領委任払いを選択した場合は、自己負担額（超過分含む）を記入します。

※１割負担の方が２０，０００円の福祉用具を購入した場合の自己負担額は２，０００円です。

（４）同一種目の購入による理由書

市の指定の様式はありません。

同一種目の購入による理由書

以前に購入した福祉用具の破損等がわかる写真

【購入理由欄】

〇年〇月に購入した上記のシャワーチェアは、経年劣化により折りたたみ部分のレバーが破損している。また、脚部にがたつきが生じています。

現在使用中の福祉用具では安全確保が困難であり、使用時に転倒の恐れがあるため、新たなシャワーチェアへの買い替えが必要です。

（５）委任状

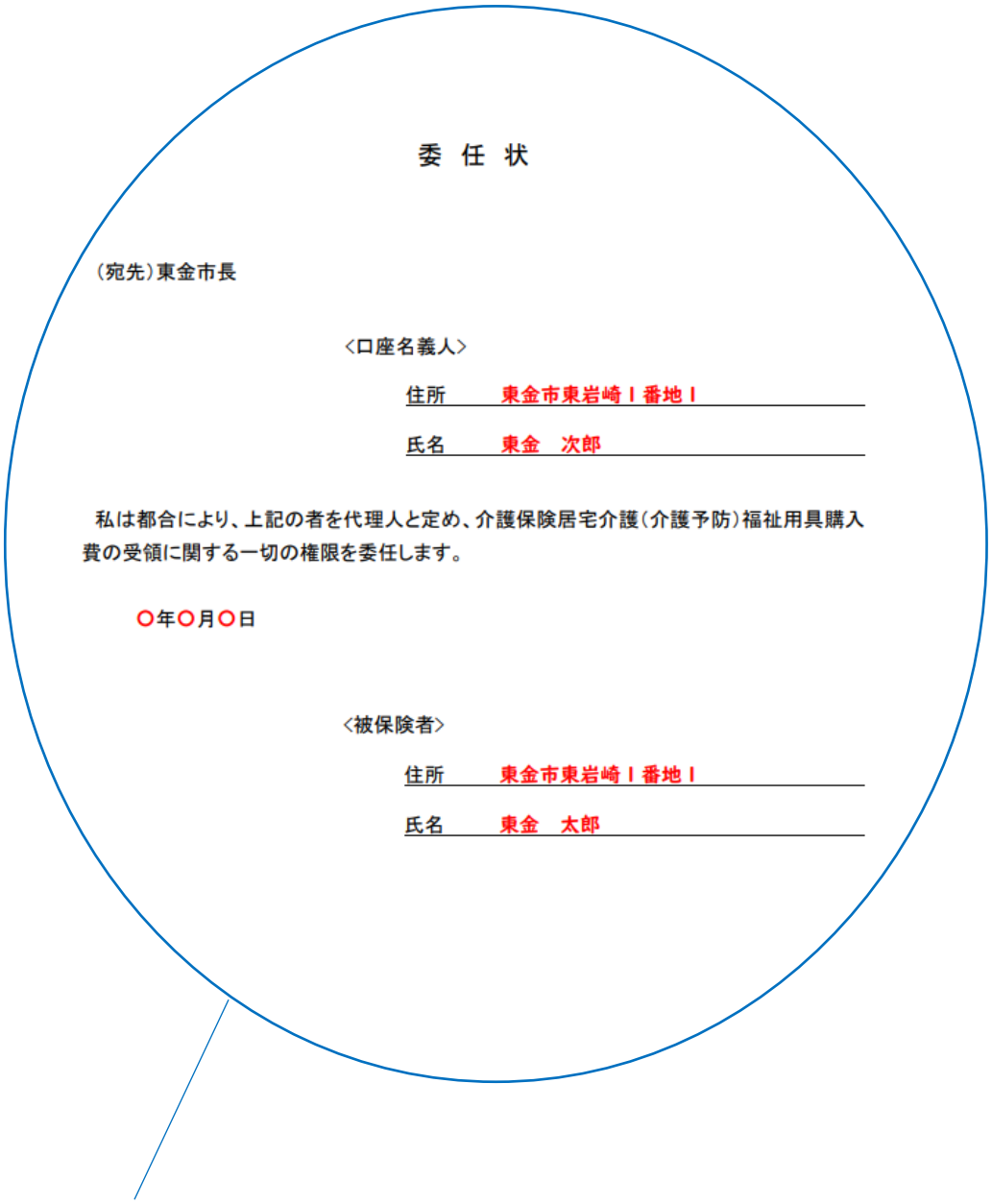

委　任　状

（宛先）東金市長

〈口座名義人〉

住所　東金市東岩崎１番地１

氏名　東金　次郎

私は都合により、上記の者を代理人と定め、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の受領に関する一切の権限を委任します。

○年○月○日

〈被保険者〉

住所　東金市東岩崎１番地１

氏名　東金　太郎

被保険者が全て記入してください。

被保険者以外の口座に振込を希望する場合に提出が必要です。

⑧Q＆A

以下、厚生労働省の回答を参考にまとめたものです。給付の可否は聞き取り等により市が判断します。給付対象になるか不明な場合には市へ予めご相談ください。

■同一種目の購入に関するＱ＆Ａ

Ｑ：特定福祉用具販売の種目は、どのような場合に再支給又は複数個支給できるのか。
Ａ：居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合については、介護保険法施行規則第70条第２項において「当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。」とされており、「その他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロフストランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合も含まれる。

■腰掛け便座に関するＱ＆Ａ

Ｑ：和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。
Ａ：腰掛け便座として特定福祉用具購入の給付対象となる。

■入浴補助用具に関するＱ＆Ａ

Ｑ：床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の給付対象となるか。
Ａ：浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく特定福祉用具購入の給付対象となる。

■その他のＱ＆Ａ

Ｑ：担当する介護支援専門員がいない利用者から福祉用具貸与事業者又は特定福祉用具販売事業者に選択制の対象福祉用具の利用について相談があった場合、どのような対応が考えられるのか。
Ａ：相談を受けた福祉用具貸与事業者又は特定福祉用具販売事業者は、当該福祉用具は貸与と販売を選択できることを利用者に説明した上で、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応することなどが考えられる。

目次（住宅改修編）

① 住宅改修の概要・・・・・・・・・・・・・ 14

② 対象要件・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

③ 支給限度基準額・・・・・・・・・・・・・ 14

④ 給付対象種目・・・・・・・・・・・・・・ 15

⑤ 申請から支給までの流れ・・・・・・・・・ 17

⑥ 償還払いと受領委任払い・・・・・・・・・ 18

⑦ 注意が必要な種目等・・・・・・・・・・・ 19

⑧ 必要書類と様式記入例・・・・・・・・・・ 21

⑨ 改修内容の変更等・・・・・・・・・・・・ 36

⑩ 実地調査・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

⑪ Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

特定福祉用具購入・住宅改修に共通する注意事項・・・・ 44

①住宅改修の概要

要介護者等が、自宅に手すりを取付ける等の住宅改修を行おうとするときは、市へ事前に申請することで、実際の住宅改修費の９割（一定以上所得者の場合は８割又は７割）相当額が償還払い（利用者がいったん全額を払った後、申請後に払い戻し）で支給されます。

また、市へ代理受領登録をしている事業者の場合には受領委任払いの選択ができます。

事前の申請がない場合（工事後の申請）は原則対象外ですのでご注意ください。

また、日常生活に必要な動作のための住宅改修が介護保険給付の対象となります。例えば入浴・食事・排泄・室内移動・洗濯物を干す・衣類の着脱等の動作がこれに当たります。

②対象要件

■要支援１・２　■要介護１～５のかた

①本市の被保険者で、要支援又は要介護の認定を受けており、認定有効期間内であること。
②住宅改修を行う住宅が、被保険者証に記載されている住所地（住民票上の住所）にあること。
③本人が上記②の住宅に居住していること（入院中、入所中は原則不可）。
④住宅改修の着工前に事前申請して、市から承認を受けていること。

③支給限度基準額

■２０万円（介護度にかかわらず定額）

※２０万円のうち、１割（一定以上所得者は２割又は３割）は自己負担のため、市から給付されるのは１８万円（一定以上所得者は１６万円又は１４万円）までです。
※１回で使い切らずに、数回に分けて利用することも可能です。
※ひとり生涯２０万円までの支給限度基準額ですが、初回の住宅改修から要介護度が重くなったとき（３段階以上上昇時）、また、転居した場合は再度２０万円までの支給限度基準額が再設定されます。

【負担割合が１割の場合】

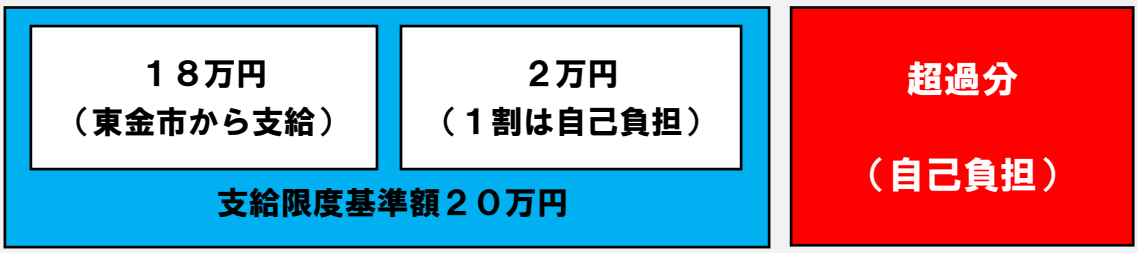

■要介護区分の段階および支給限度基準額の再設定について

要介護度	段階
要支援１	第一段階
要支援２	第二段階
要介護１	
要介護２	第三段階
要介護３	第四段階
要介護４	第五段階
要介護５	第六段階

初回の住宅改修の要介護度から
３段階以上上昇していた場合に
支給限度基準額が再設定される。

④給付対象種目

（１）手すりの取付け
廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置する手すり ※手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。 ※福祉用具貸与の「手すり」に該当するものは除きます。
（２）段差の解消
居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための改修工事 例）敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等 ※福祉用具貸与の「スロープ」又は福祉用具購入による「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除きます。 ※昇降機、リフト、などの動力により段差を解消する機器を設置する工事は除きます。
（３）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
居室、浴室、通路等の滑りや転倒予防を目的とした、通路面の材料の変更等 居　室：畳からフローリング、ビニル系床材等への変更等 浴　室：床材の滑りにくいものへの変更等 通路面：滑りにくい舗装材への変更

（４）引き戸等への扉の取替え
開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替え、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等 ※引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置は除きます。
（５）洋式便器等への便器の取替え
和式便器から洋式便器への取替え ※和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含みません。また、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は除きます。 ※福祉用具購入の「腰掛便座」の設置は除きます。
（６）その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
（１）から（５）等の住宅改修をするにあたって必要となる住宅改修 例）Ａ：手すりの取付けのための壁の下地補強 Ｂ：浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事 Ｃ：スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 Ｄ：床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 Ｅ：扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 Ｆ：便器の取替えに伴う床材の変更（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除きます。）

※住居の老朽化や破損に起因する問題解消のための住宅改修は支給対象になりません。

⑤申請から支給までの流れ

■住宅改修費の申請（支給決定）は、２段階の申請が必要です。

⑥償還払いと受領委任払い

■償還払い

本人が施工業者へ住宅改修費の全額を支払い、後日、市へ申請することで、住宅改修費の９割（一定以上所得者は８割又は７割）の支給を受けられます。

■受領委任払い

本人が施工業者へ住宅改修費の自己負担分の１割（一定以上所得者は２割又は３割）を支払い、残りの介護保険給付分は、市から事業者へ支払います。

ただし、受領委任払いを行うには事業者の代理受領登録が必要であるため、登録をしていない場合には、市へ届出が必要です。

⑦注意が必要な種目等

■ユニットバスの取り扱い

ユニットバスは、天井・床・浴槽などを予め成型して、現場で組み立てる浴室であり、セットで販売されています。ユニットバスの工事そのものは介護保険対象外ですが、

住宅改修費の給付対象となる住宅改修に併せて給付対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、給付対象費用が算出されている場合には給付の対象とすることが出来るものとされています。

給付対象となる項目については床、浴槽、扉等の改修のうち「④給付対象種目」（１）～（６）に該当するものが想定されます。

介護保険対象部分	床	浴槽	扉
介護保険対象外	壁	天井	器具等

■スロープの勾配の規定

スロープの設置は段差の解消として給付対象となっています。

一般的にスロープは車いすでの利用が想定されます。

スロープの勾配が急であると転倒等の危険があります。スロープの勾配は原則１２分の１を超えないように施工をお願いいたします。

ただし、住宅の広さや生活動線の都合等により、１２分の１を超えてしまう場合、常に介護者がいるなど十分な介護環境を受けられる状況にある場合には８分の１まで認めます。勾配の計算についてはＰ.２０をご参照ください。（敷居等の段差解消のためのミニスロープは除きます。）

スロープの急な勾配での事前申請があった際には、聞き取りや実地調査等を行い、安全性を確認し、市から代替案を提案する場合があります。介護保険を利用した住宅改修によって本人の自立を支援し、生涯にわたって安全にご利用いただくためにご理解、ご協力をお願いいたします。

■スロープの勾配の計算について

スロープの勾配は分数で表すのが一般的です。高さに対して水平距離をどれくらい取るのかで計算します。

例１） 10cmの段差を上がるのに100cmの距離を取る場合、勾配は１/１０（角度は5.7°程度）です。

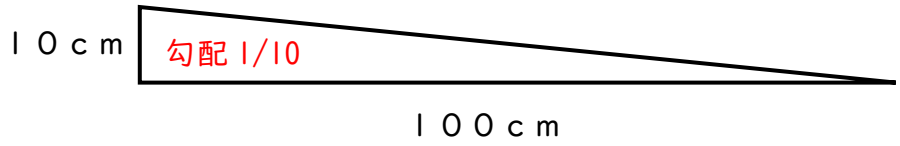

例２）1.25ｍの段差を上がるのに10ｍの距離を取る場合、勾配は１/８（角度は7.1°程度）です。

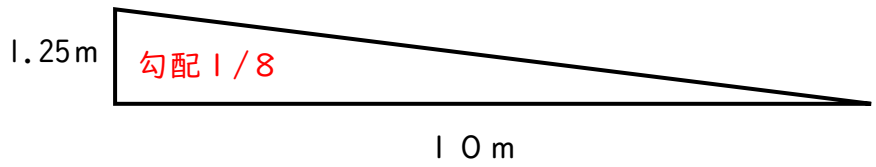

⑧必要書類と様式記入例

■着工前の申請（事前申請）

提出書類（必須）

（１）支給申請書（事前申請用）

・償還払いと受領委任払いそれぞれ申請様式が異なります。申請書は市窓口で配布しており、市ホームページからもダウンロードできます。

（２）工事費見積書

・宛名は被保険者氏名です。

（３）住宅改修が必要な理由書①②

（４）平面図

（５）改修前の日付入り写真

・改修箇所がわかるように撮影してください。

該当する場合に提出が必要な書類

（６）承諾書

・住宅所有者が被保険者以外の場合に提出が必要です。

（７）承諾書（誓約書）

・住宅所有者が亡くなっている場合に提出が必要です。

（８）委任状

・申請時（償還払い）被保険者以外の口座に振込を希望する場合に必要です。

必要に応じてその他の書類の提示を求める場合があります。

【住宅改修が必要な理由書①②の作成者】

介護保険における住宅改修は、通常のリフォームと違い、その利用者の自立支援の観点から他のサービスとの整合性や必要性を判断する必要があります。

「住宅改修が必要な理由書」において、その点を明らかにして改修を行う必要があることから、次のとおり理由書を作成できる資格が決まっています。

介護支援専門員、地域包括支援センター担当職員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験２級以上、その他これに準ずる資格等を有する住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する方

■工事終了後の申請（事後申請）

提出書類（必須）

（９）支給申請書（事後申請用）

・償還払いと受領委任払いそれぞれ申請様式が異なります。申請書は市窓口で配布しており、市ホームページからもダウンロードできます。

（10）住宅改修に要した費用に係る領収証

・宛名は被保険者氏名です。

（11）改修後の日付入り写真

・改修した箇所がわかるように撮影してください。

（１）支給申請書（事前申請用）

第２２号様式（第２２条第１項）
（その１）

着工前の申請（償還払い用）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給事前申請書

フリガナ	トウガネ　タロウ	保険者番号					１	２	２	１	３	５
被保険者氏名	東金　太郎	被保険者番号	０	１	０	１	２	３	４	５	６	７
		個人番号										
生年月日	明・大・昭 29年 4月 1日	要介護度等	要介護２									
認定有効期間	令和６年４月１日 ～ 令和１０年４月３０日											
住所	東金市東岩崎１番地１　電話番号 ０４７５－５０－１２１９											
住宅の所有者	東金　次郎　本人との関係（弟）											
改修の内容・箇所及び規模	☑１ 手すりの取付け ☐２ 段差の解消 ☐３ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ☐４ 引き戸等への扉の取替え ☐５ 洋式便器等への便器の取替え ☐６ 付帯工事	業者名	○○株式会社									
		業者連絡先	３３３－４４４－５５５５									
		着工予定日	令和 8年 4月27日									
		完成予定日	令和 8年 4月27日									
改修予定費用	２００，０００円											

（宛先）東金市長

以上のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。

令和　8年　4月　1日

〒２８３－８５１１
住所　東金市東岩崎１番地１
申請者
氏名　東金　太郎　　電話番号　０４７５－５０－１２１９
被保険者との関係　本人

代理申請を行う事業所情報	事業所名称	
	事業所種別	

注意　・この申請書に添えて、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書、工事費見積書及び住宅改修の予定の状態が確認できるもの（写真又は簡単な図面）を提出してください。
・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

給付費を以下の口座に振り込んでください。

受取口座	☐公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要） 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。 ☑振込口座を指定する													
口座振込依頼欄	○○ 銀行 信用金庫 農協 （　）				○○ 本店 支店 （　）			種目			口座番号			
	金融機関コード				店舗番号			1 普通 2 当座預金 3 その他 （　）			○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○										
	ゆうちょ銀行	記号							番号								
	フリガナ	トウガネ　タロウ															
	口座名義人	東金　太郎															

（１）支給申請書（事後申請用）

着工前の申請（受領委任払用）

第２号様式（第３条の２第１項）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給事前申請書（受領委任払用）

フリガナ	トウガネ　タロウ	保険者番号						１	２	２	１	３	５
被保険者氏名	東金　太郎	被保険者番号	０	１	０	１	２	３	４	５	６	７
		個人番号											
生年月日	明・大・昭 29年 4月 1日	要介護度等	要介護２									
認定有効期間	令和６年４月１日 ～ 令和１０年４月３０日											
住所	東金市東岩崎１番地１　電話番号 ０４７５－５０－１２１９											
住宅の所有者	東金　次郎　本人との関係（弟）											
改修の内容・箇所及び規模	☑1 手すりの取付け ☐2 段差の解消 ☐3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ☐4 引き戸等への扉の取替え ☐5 洋式便器等への便器の取替え ☐6 付帯工事	業者名	○○株式会社									
		業者連絡先	○○－○○○○－○○○○									
		着工予定日	令和 8年 4月27日									
		完成予定日	令和 8年 4月27日									
改修予定費用	２００，０００円											

（宛先）東金市長

以上のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。

令和　8年　4月　1日

申請者（受領委任事業所）

〒○○○－○○○○

所在地　△△町△△△９９９－９　事業所番号

事業所名　○○株式会社　電話番号　○○－○○○○－○○○○

代表者氏名　代表者取締役　○○　○○

上の事業所に居宅介護（予防）住宅改修費の請求及び受領を委任します。

被保険者氏名　東金　太郎

注意　・この申請書に添えて、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書、工事費見積書及び住宅改修の予定の状態が確認できるもの（写真又は簡単な図面）を提出してください。

・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

給付費を以下の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	○○ 銀行・信用金庫・農協（　）				○○ 本店・支店（　）			種目	口座番号						
	金融機関コード				店舗番号			1 普通 2 当座預金 3 その他（　）	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○								
	ゆうちょ銀行				記号			番号							
	フリガナ	マルマルカブシキガイシャ　ダイヒョウトリシマリヤク　マルマル　マルマル													
	口座名義人	○○株式会社　代表取締役　○○　○○													

（２）工事費見積書

市の指定の様式はありません。

御見積書

見積書の作成は現地確認以降に行ってください。

見積作成日　令和7年5月1日
〒○○○－○○○○
△△町△△△999－9
○○株式会社
代表取締役　○○○○
TEL：333（444）5555

被保険者氏名

東金　太郎　様
工事名　手すり取付工事
場所　　東金市東岩崎1番地1

合計金額　65,230円　　税率10%　　消費税　5,930円

工事箇所	工事種別	内容	数量	単価	金額（円）
廊下	手すり	ブラウン丸棒（ディンプル加工）2000mm	1本	7,300	7,300
		ベースプレート　2000mm	1本	8,000	8,000
		エンドブラケット	2個	2,000	4,000
		小計			19,300
		上記施工取付工賃			40,000
		合計			59,300
		消費税			5,930
		総合計			65,230

内訳がわかるように工事内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものを提出してください。
支給対象外工事が含まれている場合には、対象・対象外が判別できるように記載してください。

（３）住宅改修が必要な理由書①②

住宅改修が必要な理由書 （P1）

Ｐ．２１に記載のとおり一定の資格を有する方が作成してください。

＜基本情報＞

利用者	被保険者番号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	年齢	72歳	生年月日	明治 大正 昭和	２９年 ４月 １日	性別	☑男 □女
	被保険者氏名	東金 太郎										要介護度		要支援		要介護		
														１ ・ ２		経過的 ・ １ ・ ２ ・ ３ ・ ４ ・ ５		
	住所	〒283－8511 東金市東岩崎1番地1																

作成日	現地確認日	○○年 ○月 ○日	作成日 ○○年 ○月 ○日
	所属事業所	○○事業所	
	資格（作成者が介護支援専門員でないとき）		
	氏名	○○ ○○	
	連絡先	○○－○○○○	

保険者	確認日	年 月 日	評価欄	
	職・氏名			

＜総合的状況＞

利用者の身体状況	平成16年6月に廊下で転倒し入院。右大腿骨頸部骨折により人口骨頭置換手術後、6月30日に退院。 屋内は杖でゆっくりではあるが歩行可能。ただし見守りが必要。屋外は車いすを使用。
介護状況	骨折前から長男夫婦と同居しており、排泄と入浴の介助については主に長男の妻が行っている。 日中は、本人しかいない場合もある。
住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか	長男の妻の介助と見守りにより何とか生活できているが、生活動作や家事（調理）なども含め自分でできることはしていきたい。 できることは自分で行っていきたいとの思いを支援していく。 家屋が古く段差が多いために、住宅改修を行い、安全に生活できるようにしていく。 玄関にはすでに手すりと踏み台があり、一人で上がりかまちの昇降ができるので、今回は排泄と入浴動作及び、調理動作について改善したい。 できればお風呂には毎日入りたい。

福祉用具の現状の利用状況と住宅改修後の想定	改修前	改修後
●車いす	☑	☑
●特殊寝台	☑	☑
●床ずれ予防用具	□	□
●体位変換器	□	□
●手すり	□	□
●スロープ	□	□
●歩行器	□	□
●歩行補助つえ	□	□
●認知症老人徘徊感知機器	□	□
●移動用リフト	□	□
●腰掛便座	□	□
●特殊尿器	□	□
●入浴補助用具	☑	☑
●簡易浴槽	□	□
●その他 ・	□	□
・	□	□
・	□	□

住宅改修が必要な理由書　(P2)（被保険者氏名：東金　太郎　　）

＜P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作　②具体的な困難な状況　③改修目的と改修の方針　④改修項目　を具体的に記入してください。＞

①改善をしようとしている生活動作		② ①の具体的な困難状況（‥なので‥で困っている）を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針（‥とすることで　‥が改善できる）を記入してください		④ 改修項目（改修箇所）
排泄	☐ トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入（扉の開閉含む） ☑ 便座からの立ち座り（移乗を含む） ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他（　　）	居室からトイレの移動は、杖歩行だが杖を立てかける適切な場所がなく、また、歩行バランスも若干不安定で「見守り」が必要。 便座からの立ち上がりの際に、支持する所がないため、介助が必要。	☑ できなかったことをできるようにする ☑ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☑ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☑ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	廊下の移動が一人で（「見守り」なしで）行えるように、連続した手すりを設置する。 手すりの高さについては実際に歩行してもらって決める。 一人で便座からの立ち上がりができるように、つかまれるものなど工夫する。	☑ 手すりの取付 （廊下の移動経路） （便器横壁面） （脱衣室） （浴室内の移動経路） （　　） ☑ 段差の解消 （廊下３㎝かさ上げ） （浴槽をエプロン高40cm、深さ50ｃｍのものに取り替え） （　　） ☐ 引き戸等への扉の取替え （　　） （　　） ☐ 便器の取替え （　　） （　　） ☐ 滑り防止等のための床材の変更 （　　） （　　） ☐ その他 （　　） （　　）
入浴	☑ 浴室までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴室出入口の出入（扉の開閉含む） ☑ 浴室内での移動（立ち座りを含む） ☐ 洗い場での姿勢保持（洗体・洗髪含む） ☑ 浴槽の出入（立ち座りを含む） ☐ 浴槽内での姿勢保持 ☐ その他（　　）	居室から浴室への移動は「排泄」と同じ。 浴室内では杖は使えず、つかまる場所がないため、移動に不安がある。 浴槽の50ｃｍの縁高を一人でまたぐことができず、介助を必要としている。	☑ できなかったことをできるようにする ☑ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☑ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	居室から浴室の動線は「排泄」と同じ。 浴室内での移動の安全を確保するために、移動の経路に手すりを設置。 浴槽を浅いものに取替え、バスボードを併用して一人で浴槽への出入りができるようにする（ただし「見守り」は必要か）。	
外出	☐ 出入口までの屋内移動 ☐ 上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入（扉の開閉含む） ☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他（　　）		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他		
その他の活動（行為）		杖でなんとか台所へは行けるが、調理は杖なしで長時間立位作業をしなければならず、現状では困難。	☐ できなかったことをできるようにする ☑ 転倒等の防止、安全の確保 ☑ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他	杖なしで長時間の作業が可能なように、車いす作業を可能とするため、廊下と台所との床段差を解消する。	

（４）平面図

市の指定の様式はありません。

平面図（東金　太郎　宅）

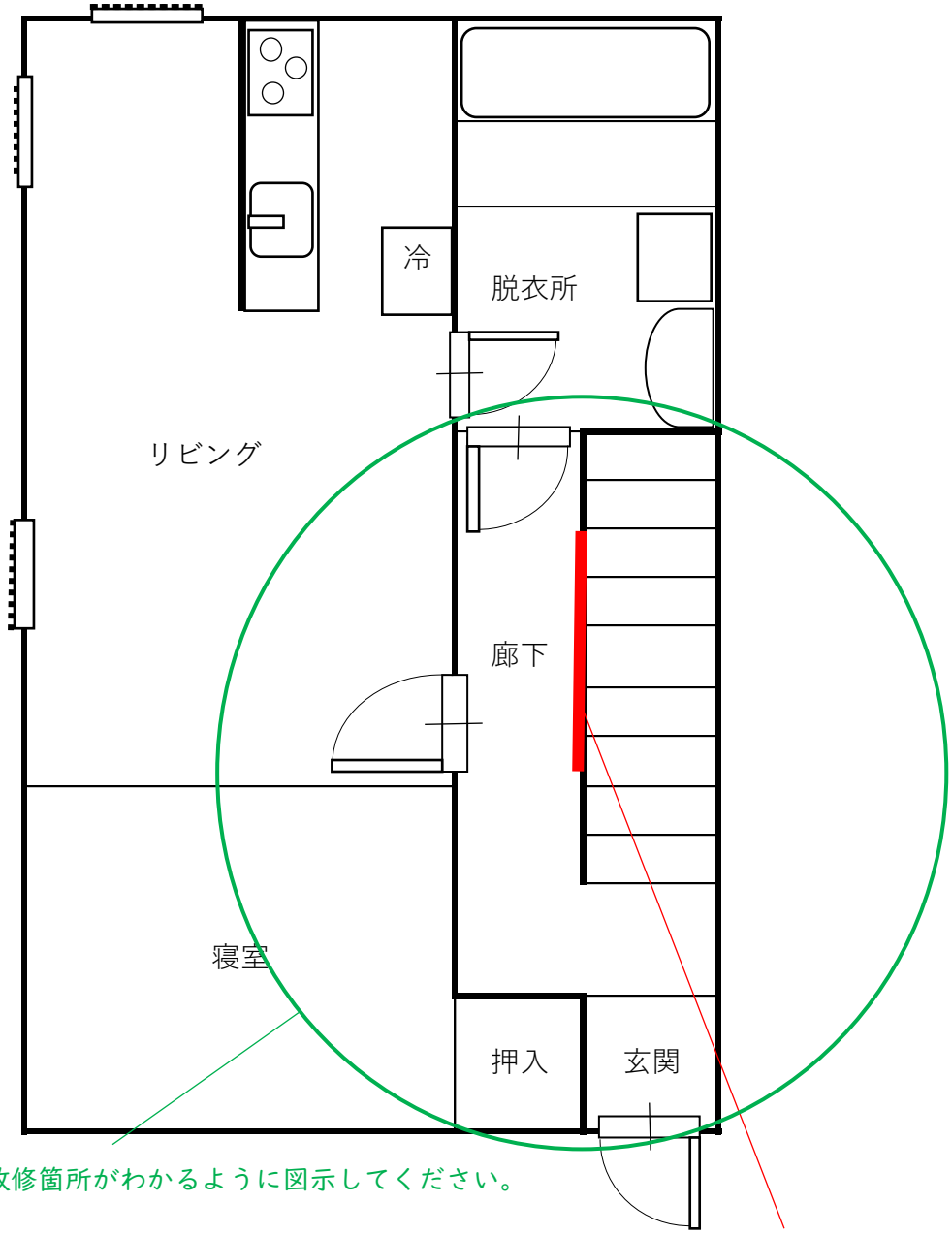

家屋の平面図に改修箇所がわかるように図示してください。

横手すり 2000mm

原則、屋内・屋外全ての平面図をご提出ください。

現地確認の際に間取りの確認ができない場合には、改修箇所のみの平面図の提出も可とします。

例）トイレの改修の場合：屋内１Ｆ・２Ｆの平面図を提出

例）玄関ポーチの改修の場合：屋内・屋外の平面図を提出

（５）改修前の日付入り写真

市の指定の様式はありません。

改修前と改修後それぞれ写真が必要です。

改修前（東金　太郎　宅）

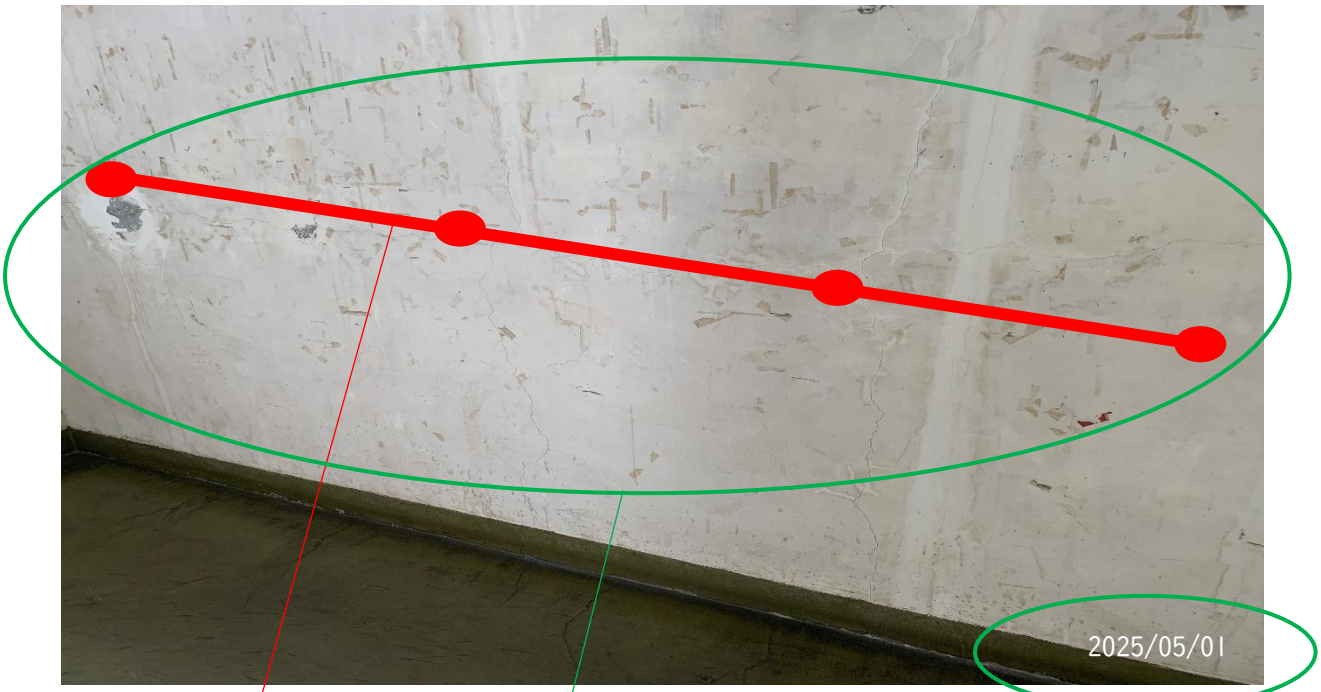

横手すり2000mm

カメラに日付の機能がない場合も
日付を書いた紙を写真の中に一緒に撮る等して
撮影日がわかるようにしてください。

改修内容（例：手すりの設置位置や寸法）等が
わかるように写真に図示してください。
改修箇所が複数ある場合にはすべての写真が必要です。
改修後の写真も同様の画角で撮影してください。

（６）承諾書

住宅所有者が被保険者以外の場合に提出が必要です。

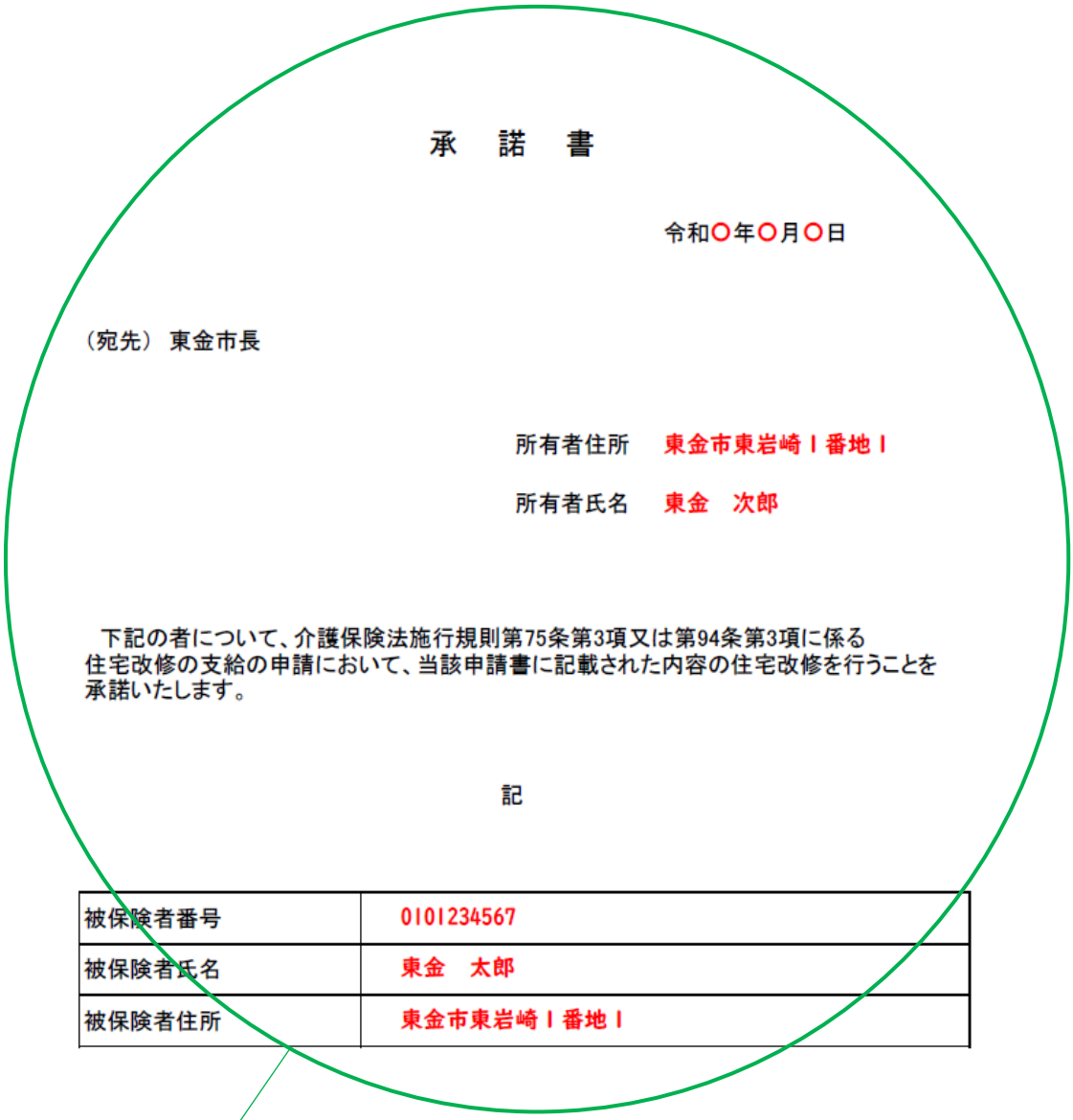

承　諾　書

令和〇年〇月〇日

（宛先）東金市長

所有者住所　東金市東岩崎１番地１

所有者氏名　東金　次郎

下記の者について、介護保険法施行規則第75条第3項又は第94条第3項に係る住宅改修の支給の申請において、当該申請書に記載された内容の住宅改修を行うことを承諾いたします。

記

被保険者番号	0101234567
被保険者氏名	東金　太郎
被保険者住所	東金市東岩崎１番地１

住宅所有者が全て記入してください。

（７）承諾書（誓約書）

住宅所有者が亡くなっている場合に提出が必要です。

承 諾 書（ 誓 約 書 ）

〇年〇月〇日

（宛先）東金市長

代表者住所　東金市東岩崎１番地１

代表者氏名　〇〇　〇〇

下記住宅の登記名義人（所有者）が死亡しましたので、私が相続人を代表して、介護保険法施行規則第 75 条第 3 項又は第 94 条第 3 項に係る住宅改修の支給の申請において、下記被保険者が当該申請書に記載された内容の住宅改修を行うことを承諾いたします。

なお、本件に関し他の者から意義の申し立て等問題が発生した場合は、私が責任をもって解決することを誓約いたします。

記

住宅の所在地	東金市東岩崎１番地１
登記名義人（所有者）	●●　●●
被保険者番号	０１０１２３４５６７
被保険者氏名	東金　太郎

相続人代表者が全て記入してください。

（８）委任状

本人以外の口座に振込を希望する場合に提出が必要です。

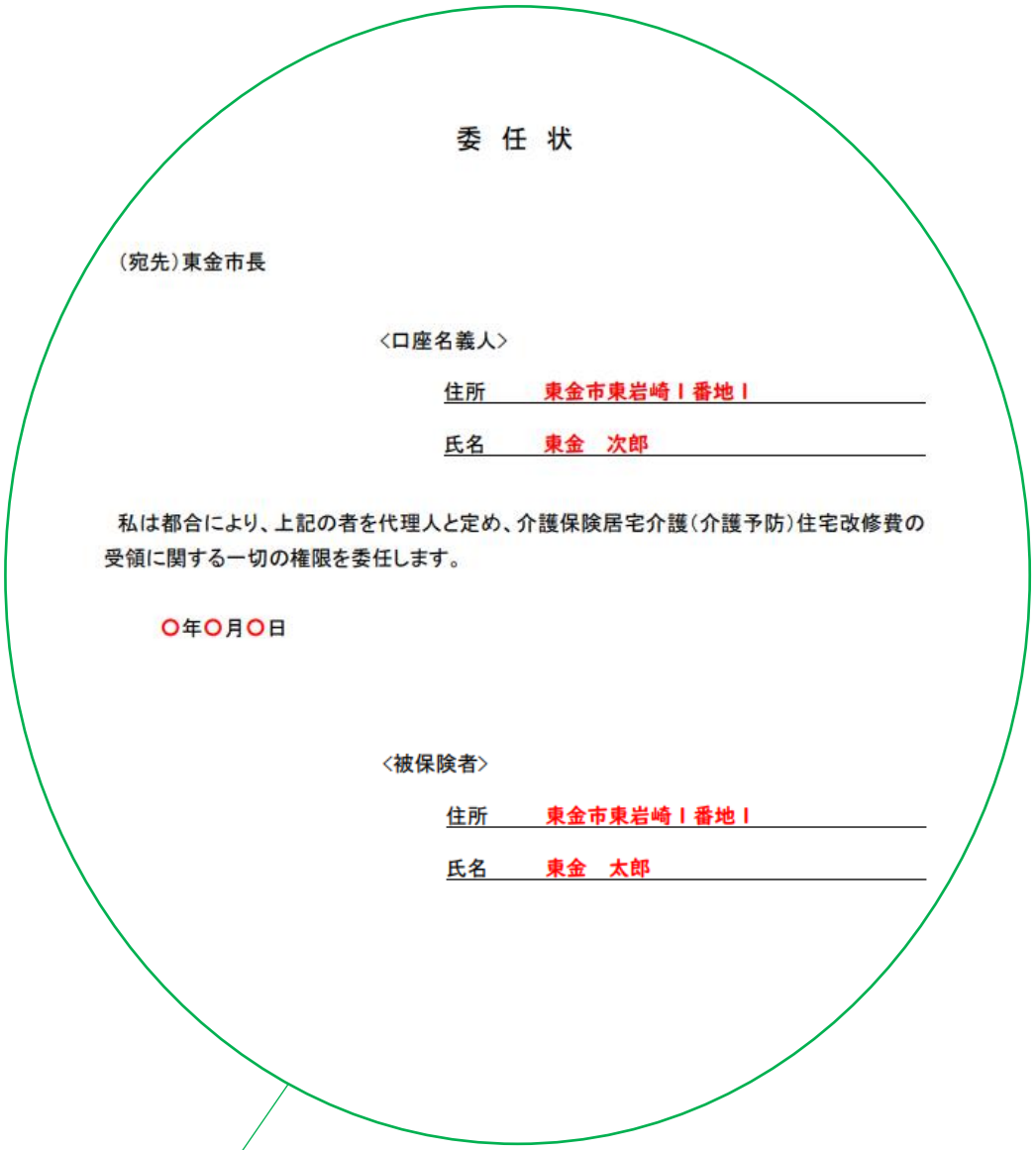

委　任　状

（宛先）東金市長

〈口座名義人〉

住所　　東金市東岩崎１番地１

氏名　　東金　次郎

私は都合により、上記の者を代理人と定め、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する一切の権限を委任します。

〇年〇月〇日

〈被保険者〉

住所　　東金市東岩崎１番地１

氏名　　東金　太郎

被保険者が全て記入してください。

（９）支給申請書（事後申請用）

着工後の申請（償還払い用）

（その２）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書

フリガナ	トウガネ　タロウ	保険者番号						１	２	２	１	３	５
被保険者氏名	東金　太郎	被保険者番号	０	１	０	１	２	３	４	５	６	７
		個人番号											
生年月日	明・大・昭 29年 4月 1日	要介護度等	要介護２										
認定有効期間	令和６年４月１日 ～ 令和１０年４月３０日												
住所	東金市東岩崎１番地１　電話番号０４７５－５０－１２１９												
住宅の所有者	東金　次郎　本人との関係（弟）												
住宅改修先住所	〒												

改修の内容・箇所及び規模	業者名	○○株式会社
☑１　手すりの取付け ☐２　段差の解消 ☐３　滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ☐４　引き戸等への扉の取替え ☐５　洋式便器等への便器の取替え ☐６　付帯工事	業者連絡先	３３３－４４４－５５５５
	着工日	令和 ８年 ４月２７日
	完成日	令和 ８年 ４月２７日
改修費用	２００，０００円	
改修予定費用から改修費用で変更があった場合の理由		
事前承認番号		

（宛先）東金市長

以上のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。

令和　８年　４月　１日

申請者

〒２８３－８５１１

住所　東金市東岩崎１番地１

氏名　東金　太郎

電話番号　０４７５－５０－１２１９

被保険者との関係　本人

個人番号

※公金受取口座を利用する場合はご記入ください。

代理申請を行う事業所情報	事業所名称	
	事業所種別	

注意　・この申請書に添えて、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書、工事費見積書及び住宅改修の予定の状態が確認できるもの（写真又は簡単な図面）を提出してください。
・工事終了後、住宅改修に要した領収書、工事費内訳書及び住宅改修の完成後の状態を確認できる書類を提出してください。
・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

給付費を以下の口座に振り込んでください。

受取口座	☐公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要） 公金受取口座を登録していない方は、マイナポータルから簡単に登録いただけます。通帳等の写しの提出も不要になります。 ☑振込口座を指定する			
口座振込依頼欄	銀行 ○○ 信用金庫 農協 （　）	本店 ○○ 支店 （　）	種目	口座番号
	金融機関コード ○○○○	店舗番号 ○○○	１ 普通 ２ 当座預金 ３ その他 （　）	○○○○○○○
	ゆうちょ銀行	記号	番号	
	フリガナ	トウガネ　タロウ		
	口座名義人	東金　太郎		

着工後の申請（受領委任払用）

第２号様式の３（第３条の２第３項）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書（受領委任払用）

フリガナ	トウガネ　タロウ	保険者番号	１２２１３５
被保険者氏名	東金　太郎	被保険者番号	０１０１２３４５６７
		個人番号	
生年月日	明・大・昭 29年 4月 1日	要介護度等	要介護２
認定有効期間	令和６年４月１日　～　令和１０年４月３０日		
住所	東金市東岩崎１番地１　電話番号 ０４７５－５０－１２１９		
住宅の所有者	東金　次郎　本人との関係（弟）		
住宅改修先住所	〒283-8511 東金市東岩崎１番地１		
改修の内容・箇所及び規模	☑1 手すりの取付け ☐2 段差の解消 ☐3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ☐4 引き戸等への扉の取替え ☐5 洋式便器等への便器の取替え ☐6 付帯工事	業者名	○○株式会社
		業者連絡先	○○－○○○○－○○○○
		着工日	令和 8年 4月27日
		完成日	令和 8年 4月27日
改修費用	２００，０００円		
改修予定費用から改修費用で変更があった場合の理由			
事前承認番号			

（宛先）東金市長

以上のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。

令和 8年 4月 1日

申請者（受領委任事業所）

〒 ○○○－○○○○

所在地 △△町△△△９９９－９　事業所番号

事業所名 ○○株式会社　電話番号 ○○－○○○○－○○○○

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

上の事業所に居宅介護（介護予防）住宅改修費の請求及び受領を委任します。

被保険者氏名 東金 太郎

注意 ・この申請書に添えて、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書、工事費見積書及び住宅改修の予定の状態が確認できるもの（写真又は簡単な図面）を提出してください。
・工事終了後、住宅改修に要した領収書、工事費内訳書及び住宅改修の完成後の状態を確認できる書類を提出してください。
・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付してください。

給付費を以下の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	○○ 銀行 信用金庫 農協（　）	○○ 本店 支店（　）	種目	口座番号
	金融機関コード	店舗番号	1 普通 2 当座預金 3 その他（　）	○○○○○○○
	○○○○	○○○		
	ゆうちょ銀行	記号　番号		
	フリガナ	マルマルカブシキガイシャ　ダイヒョウトリシマリヤク　マルマル　マルマル		
	口座名義人	○○株式会社　代表取締役　○○　○○		

(10)住宅改修に要した費用に係る領収証

被保険者氏名

領収証

令和７年６月１日

東金　太郎　様

￥６５，２３０

収　入
印　紙

但し　住宅改修費　として上記金額正に領収いたしました。

内訳
税抜金額　￥59,300
消費税額等　￥5,930　(10%)

〒○○○－○○○○
△△町△△△999－9
○○株式会社
代表取締役　○○○○
TEL:333(444)5555

受領委任払いを選択した場合は、自己負担額（超過分含む）を記入します。
※１割負担の方が６０，０００円の住宅改修を行った場合の自己負担額は６，０００円です。

⑨改修内容の変更等

事前申請の内容が少しでも変わる場合には、工事の前に連絡をお願いいたします。
特段の理由なく、事前申請と異なる内容での改修内容は原則、介護保険支給対象外です。
また、変更等の理由が不明確な場合も支給対象外となる場合がありますのでご注意ください。
例）手すりの設置　着工時に壁の状況等を確認し、ベースプレートが追加で必要になった。

⑪実地調査

■目的

介護保険制度における「介護給付適正化」は、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることにより、制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な制度構築に資するものとされます。

介護給付適正化事業は、介護保険法第１１５条の４５第３項第１号において、地域支援事業に位置付けられ、主要３事業と積極的な実施が望まれる任意の２事業で構成されています。

任意事業のうちの１つに「住宅改修等の点検」があります。住宅改修の適正化をさらに推進することを目的として、市職員が、必要に応じて申請者の居宅を訪問し、実地調査を行います。

■実地調査流れ

（１）本人や家族へ聞き取り等を行い、本人の動作確認や住宅環境等を確認する。
（２）施工箇所を確認する。
（３）調査の結果、問題なければ事前申請の書類を確認した後、着工の承認を行います。
※施工箇所に危険な部分等があった場合、本人やご家族のご意見を聞きながら代替案を提案する場合があります。
※事前申請の書類から実地調査後に内容が変更になる場合には、書類の差し替えをお願いする場合があります。
※住宅改修が必要な理由書の内容が調査の結果、事実と反している場合には介護保険対象外となる場合があります。

■実地調査を行う事由

（１）申請書記載事項に疑義が生じた場合
・ケアプラン及び聞き取り等の中で事実に反する疑いがある。
・本人の身体状況に対し過剰な改修の疑いがある。
・住宅改修業者等が、改修内容に対しあまりに逸脱した法外な請求や改修等が疑われる。
・改修理由が介護保険対象外と疑われる。
（２）施工箇所に転倒等の危険性がある場合
（３）前号に掲げるもののほか、特に必要である場合

■実地調査の日時

調査を行う日は、「東金市の休日を定める条例」に規定する市の休日以外の日とし、調査を行う時間帯は、午前９時から午後４時３０分までの間です。

■実地調査を行う者

市職員１名以上で居宅に伺い、調査を行います。
※原則、実地調査時に理由書作成者等の立ち合いが必要です。

⑪Q＆A

以下、厚生労働省の回答を参考にまとめたものです。支給の可否は聞き取り等により市が判断します。支給対象になるか不明な場合には市へ予めご相談ください。

■申請の際に必要な書類に関するＱ＆Ａ

Ｑ：領収証は写しでもよいか。
Ａ：申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。

Ｑ：介護予防住宅改修費の理由書を作成する者は「介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者」とされており、従来は、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者とされていたが、地域包括支援センターの担当職員が作成することは可能か。
Ａ：可能である。

■支給対象品目に関するＱ＆Ａ

【手すりの取付け】

Ｑ：手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。
Ａ：支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。

【段差の解消】

Ｑ：玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。
Ａ：玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。

Ｑ：上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。
Ａ：式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。

Q：居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。
A：玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。

Q：スロープは、どのような基準に基づいて「福祉用具貸与」「特定福祉用具販売」「住宅改修」に区別し給付すればよいのか。
A：取り付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与又は特定福祉用具販売とする。

Q：床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。
A：浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。

Q：平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。
A：浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものと考える。

【滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更】

Q：通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。
A：いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。

Q：滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。
A：いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。

Q：脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置(住宅改修に係るものに限る）を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事 ③ ②の状態で、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事
A：①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。

Q：通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。
A：例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。

Q：住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。
A：「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。

【引き戸等への扉の取替え】

Q：扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。
A：扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状況に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。

Q：既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。
A：既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。

【洋式便器等への便器の取替え】

Q：既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。
A：介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。

Ｑ：和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。
Ａ：商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。

Ｑ：リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのが大変な場合等に既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。 ①洋式便器をかさ上げする工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合
Ａ：①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。

【その他の種目】

Ｑ：和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。
Ａ：腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。

Ｑ：昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。
Ａ：昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。

■改修場所に関するＱ＆Ａ

Ｑ：住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の施工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。
Ａ：施工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。

Ｑ：賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。
Ａ：賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。この場合においては、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。

Ｑ：賃貸住宅の場合、退去時の現状回復をするための費用は住宅改修の支給対象となるか。
Ａ：住宅改修の支給対象とはならない。

Ｑ：分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。
Ａ：賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。

■その他のＱ＆Ａ

Ｑ：家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。
Ａ：被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。

■対象要件に関するＱ＆Ａ

Ｑ：現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。
Ａ：入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない（退院しないこととなった場合は申請できない）ものと考える。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱って差し支えない。

Ｑ：要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。
Ａ：介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。

特定福祉用具購入・住宅改修に共通する注意事項

■申請中の方について

要介護認定申請中であっても、事前申請から着工（住宅改修）および購入（福祉用具）は可能です。

ただし、認定結果が「非該当（自立）」となった場合には支給の対象となりませんのでご注意ください。また、住宅改修の事後申請については、認定結果が出てから申請が可能です。

■負担割合の時点について

領収書の発行日現在における負担割合を適用することが基本です。

ただし、口座引き落とし等により事業者が領収する時期が遅れる場合であって、当該時期の遅れにより利用者負担割合が変更になってしまうような事例については、変更前の利用者負担割合となります。（参考：介護保険最新情報Vol.997　令和３年７月５日）

■入院・入所中等の方について

入院中、入所中等は原則として特定福祉用具購入や住宅改修は出来ません（外泊や一時帰宅も不可です。）。

しかし、退院・退所することが決まり、やむを得ない事由で退院・退所前に特定福祉用具の購入・住宅改修を行う必要がある場合のみ、例外的に特定福祉用具の購入または住宅改修の事前申請が可能です。なお、住宅改修の事後申請は、退院・退所後に受け付けます。

特定福祉用具購入・住宅改修を行ったにも関わらず、やむを得ない事由で本人が特定福祉用具もしくは住宅改修箇所を利用できなかった場合には給付対象外になります。（例：退院・退所前に購入・工事を行ったが状況が変わり退院・退所できなくなった等）

また、本人が退院・退所後に「見込み誤りによる特定福祉用具の再購入」「見込み誤りによる改修箇所の設置位置の変更」等を希望した場合、再購入費用や改修箇所の設置位置の変更費用は給付対象外になります。本人、ご家族、ケアマネジャー、事業者等と現地確認等を行う際には、十分に注意をお願いいたします。

■サービス付き高齢者向け住宅の入居者等の取り扱いについて

本来サービス付高齢者向け住宅は高齢者の利用に適したものとなっているはずであるため、住宅改修を行うことは想定されていません。しかし、身体状況に応じて個別の対応が必要な場合は、住宅改修の対象となる場合があります。

対象となるのは居室等の専用部分のみで、共用部分は対象となりません。（グループホーム、ケアハウス等に入居している場合についても同様の取り扱いとします。）